

## これまでの歩み

1964年に赤ちゃんを抱えて就職できずに困っていた一人の女性を支えるために、無認可のベビーセンターを始めたことから、日本コイノニア福祉会の働きが始まりました。「コイノニア」とは、基督教の『聖書』に書かれている言葉で、「持っている物や能力などを、皆で分かち合って活かし合う」という意味のギリシャ語です。社会福祉法人となってから約半世紀を迎え、現在では大阪府と京都府に7つの保育園・認定こども園と、3つの高齢者介護施設を運営しています。規模は大きくなりましたが、保育や介護など私たちの福祉サービスを必要とされている方々、そのお一人お一人を大切に、その日常を支援し続けていきたいと考えています。



## 施設一覧

### 特別養護老人ホーム 大阪「好意の庭」

〒582-0026  
柏原市旭ヶ丘 3-13-45  
Tel.072-976-0090

### 特別養護老人ホーム 第二好意の庭

〒582-0022  
柏原市国分市場 1-9-45  
Tel.072-976-0091

### デイサービス・福祉サービス・ヘルパーステーション (子育て支援センター「ハーモニー」併設)

#### 旭ヶ丘コイノニアガーデン

〒582-0026  
柏原市旭ヶ丘 3-2-3 Tel.072-976-5100

### 久宝まぶねこども園

〒581-0072  
八尾市久宝寺 6-7-10  
Tel.072-992-2033

### 旭丘まぶね保育園

〒582-0026  
柏原市旭ヶ丘 3-13-43  
Tel.072-976-1912

### 愛和保育園

〒573-0056  
枚方市桜町 2-4  
Tel.072-844-6234

### ハレルヤ保育園

〒573-1155  
枚方市招提南町 1-3-18  
Tel.072-868-5541

### 中宮まぶね保育園

〒573-0011  
枚方市中宮山戸町 15-1  
Tel.072-840-2780

### 大宮まぶね保育園

〒535-0002  
大阪市旭区大宮 1-1-32  
Tel.06-6955-4571

### 円町まぶね隣保園

〒604-8462  
京都市中京区西ノ京北円町 50  
Tel.075-462-8829

## ご寄付のお願い



子どもたちや高齢の方々が、  
これからも安心して、  
地域で暮らしていけるように。  
コイノニアをお支えください。



## 社会福祉法人 日本コイノニア福祉会

〒582-0021 大阪府柏原市国分本町 2-6-11-203  
Tel.072-931-9449

URL <http://www.koinonia.or.jp/>



社会福祉法人の経営は、主にご利用者の皆様からの利用料などと、介護保険収入などを含めた補助金収入からなっていますが、その他にも多くの方々から毎年ご寄付を頂いています。頂きました寄付金は、ご利用者様の生活環境の向上、施設設備の充実などに大切に用いさせて頂いています。

新型コロナウイルス感染症の世界的大流行によって、感染拡大による休業や利用者減など、厳しい状況が続いています。広域・多領域に展開している日本コイノニア福祉会ですが、今後もそれぞれの地域で、人々が安心して暮らしていくことのできる地域共生社会を創っていくために、ぜひとも事業協力のご支援、ご寄付をどうぞよろしくお願いいたします。

社会福祉法人 日本コイノニア福祉会  
理事長 牛田 匡

## ご寄付の方法について

### ①現金

日本コイノニア福祉会の各施設・事業所に、直接ご持参ください。

### ②郵便振替

記号 00960-7 番号 284457

加入者名 社会福祉法人 日本コイノニア福祉会  
専用の払込取扱票(払い込み料金・受取人払い)もごさいます(各施設、事業所でもお渡しできます)。ただし、郵便局で現金でお振込みの場合、1件当たり110円(税込)の現金手数料が加算されるようになりました。

### ③銀行振込

金融機関：ゆうちょ銀行  
支店名：099(ゼロキューキュー)  
種類番号：当座 0284457  
名義：社会福祉法人 日本コイノニア福祉会

ご寄付頂きました皆様には「寄附金受領証明書」(領収書)をお渡ししております(確定申告の際にはこの領収書が必要です)。また、ご同意頂ける方は「コイノニア通信」にてお名前を掲載させて頂きます。

## 税法上の優遇について

日本コイノニア福祉会は、社会福祉法人ですので、個人・法人・遺産相続からご寄付をいただいた場合、「寄付金控除」があり、いただいたご寄付は「特定寄付金」としてすべて所得控除の対象となります。

### ○所得税控除

寄付金合計額(総所得金額等の40%総額) - 2,000円

### ○住民税(府民税)控除(大阪府内在住の方)

(寄付金合計額(総所得金額等の30%が限度) - 2,000円) × 4%

### ○住民税(市民税)控除(柏原市、枚方市在住の方)

(寄付金額 - 2,000円) × 10%

控除を受けるには

寄付をした団体から寄附金受領証明書(領収書)を受け取り、最寄りの税務署にて確定申告を行うことにより税金の控除が受けられます。詳しくは、国税庁や大阪府、各市のHPをご覧ください。

